

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	ファイザー・インク (Pfizer Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長兼チーフ・ガバナンス・カウンセル アティバ・D・アダムス (Atiba D. Adams, Vice President and Chief Governance Counsel)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国10017-5755 ニューヨーク州 ニューヨーク市、イースト42番ストリート235 (235 East 42nd Street, New York, NY10017-5755, U.S.A.)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 石 井 禎
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F バーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 鈴 木 惇 也 弁護士 関 口 毅 人
【連絡場所】	東京都港区六本木1-9-10 アークヒルズ仙石山森タワー28F バーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)
【電話番号】	(03)6271-9900
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	ファイザー・インク 記名式額面普通株式(額面金額:0.05米ドル) の取得に係る新株予約権証券
【届出の対象とした募集(売出)金額】	0.00米ドル(0円)(注1) 37,026,000米ドル(3,761,471,340円)(注2)
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注)

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」又は「ファイザー」とは、文脈に応じてファイザー・インク及び／又は1社以上のその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」、「ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円は、1米ドル=101.59円の換算率（平成26年2月6日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,224,000個
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2014年2月27日至2014年3月26日(注)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	アメリカ合衆国41015 ケンタッキー州コビントン メールゾーンKC1M、クロスビー・パークウェイ 100 フィディリティ・ストック・プラン・サービス・LLC
割当日	2014年2月27日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 本募集においては、本届出書による届出の効力発生以降、当社から適格加入者に対して一方的に付与通知がなされるため、本新株予約権の付与を受けた適格従業員による申込に関する特段の意思表示は必要としない（本新株予約権の条件を明記する承認同意書に署名し返送するよう要求される場合を除く。）。

(摘要)

- ① 採択・対象： 本募集は、2004年2月26日の当社取締役会により採択、2004年4月22日開催の当社年次株主総会において承認、最近では2009年2月26日の当社取締役会により修正、その修正が2009年4月23日開催の当社年次株主総会において承認されたファイザー・インク2004年ストック・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき行われるストック・オプション（以下「本新株予約権」という。）の付与に関するものである。本プランはさらに、2012年2月23日に当社取締役会により修正された。当該修正は、法律又は当社の方針に対する違反を含む一定の状況において、報奨の取戻し及び／又はその受取金の取戻しを実施する、報酬委員会の権限拡大を目的とするものである。これらの修正については、株主の承認を得ることを要しない。本邦における当社の間接完全子会社であるファイザー株式会社及び本邦におけるその他の当社の子会社・関連会社の本プランに参加資格を有する従業員（以下「適格加入者」という。）は、約757名である。
- ② 目的： 本プランは、適格加入者に対して、当社の普通株式をより多く所有することの利益を提供することにより、実質的なインセンティブを供与することを目的とする。より充実したインセンティブの供与は、適格加入者が当社及びその関連会社の継続的な成功のために努力することを奨励するだけでなく、新たな従業員及び非従業員取締役の確保にも資すると考えられる。
- ③ 運営： 本プランは、当社の取締役会報酬委員会がこれを運営する。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ファイザー・インク 記名式額面普通株式(額面金額：0.05米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 本新株予約権の目的になる株式の総数は1,224,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき30.25米ドル(3,073円)(注2)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	37,026,000米ドル(3,761,471,340円)(注2)(注3)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：新株予約権1個につき30.25米ドル(3,073円)(注2)(注3) 資本組入額：新株予約権1個につき0.05米ドル(5円)
新株予約権の行使期間	自2017年2月27日 至2024年2月26日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	アメリカ合衆国41015 ケンタッキー州コビントン メールゾーンKC1M、クロスビー・パークウェイ 100 フィディリティ・ストック・プラン・サービス・LLC
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の付与時に報酬委員会がこれを定める。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	原則として本新株予約権を譲渡することは出来ない。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	後掲本プランの訳文第4条(c)を参照のこと。

(注1) 新株予約権の目的となる株式は、既に発行され当社が買い戻した自己株式、金庫株又は新規発行株式を使用する予定である。

(注2) 合併、併合、資本再編成、再組織、株式配当、特別現金配当、株式分割、株式併合、スポンオフ若しくは同様の取引又は当社株式に影響を及ぼすその他の会社構造の変更が行われた場合、本プラン及び新株予約権に対し、適切な調整及びその他の差替えが行われるものとする。かかる調整には、報酬委員会が本プランに定められる制限に従って適当と判断する、本プランに基づき交付される有価証券の総数、クラス及び種類に対する調整、加入者全体又は一名に対する調整、新株予約権の数量、クラス及びオプション又は行使価格に対する調整が含まれるが、それらに限定されない。

(注3) 新株予約権の行使時の払込金額は、米国ニューヨーク証券取引所における当社普通株式の2013年12月20日における1株当たりの終値に基づいている。

(注4) 本届出書によって募集する新株予約権が、当社普通株式の同等数を購入するために全て行使された場合を前提とする。

(注5) いかなる状況であっても、当社は新株予約権を再取得しない。消滅、期間満了、失権若しくは取消となった又は現金で決済された新株予約権の対象となる株式は、全部か一部かにかかわらず、後掲本プランの訳文第4条(d)に定められる算出ルールに従い、新株予約権及びその他の報奨の将来の付与に使用することができる。

(摘要)

- ① 新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当： 本プラン第6条(c)の記載のとおり、報酬委員会により別段の決定がなされない限り、オプションはオプション保有者により、またオプション保有者が死亡した場合は、その遺族又は遺贈若しくは相続により若しくはオプション保有者の死亡を理由としてオプションの行使権を取得した者により、(i)当社若しくはその代表者宛ての、又は報酬委員会が採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、かつ(ii)オプション価格の支払い又は報酬委員会が承認し報酬委員会が採用する制限に従ったその他のオプション価格の支払方法をもって、行使されたものとみなされる。行使通知は、交付後は取消不能とする。前記にもかかわらず、また報酬委員会による別段の決定がなされない限り、(i)オプション保有者が死亡し、(ii)同者の代理人がオプションの行使権を有し、(iii)オプションが行使可能最終日までに行使されず、かつ(iv)1株当たりのオプション価格が当該日における当社株式の公正市場価値を下回った場合、オプションは現金を伴わない行使手続きを経て当該日に行使されたものとみなさる。その結果、オプション価格及び要求される源泉課税控除後の手取金が代理人に支払われるものとする。

株式を取得するために新株予約権を行使し、その行使によって当該株式を取得した従業員は、配当が発表された際の配当受領権を含む、当社普通株式の株主と同様の権利を与えられる。新株予約権の行使後（すなわち「新規」株主となった後）に従業員に支払われる配当は、新株予約権の行使後、最初に発表された配当より、「既存」株主に支払われる配当と同様に取り扱われる。

- ② 株券の交付方法： 新株予約権の行使により取得した株式は、従業員に発行され、振替制度によってその証券口座に預け入れられる。通常、株券は、新株予約権の行使時、従業員に対して発行・交付されない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 新規発行による手取金の額^(注)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
37,026,000米ドル (3,761,471,340円)	0米ドル (0円)	37,026,000米ドル (3,761,471,340円)

(注) 上記は、オプション対象者に対して付与された新株予約権が全て行使された場合の最大見込額である。

(2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額37,026,000米ドル（3,761,471,340円）は、人件費の支払いやその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や、使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他】

1 【法律意見】

ファイザー・インクの副社長兼チーフ・ガバナンス・カウンセラーであるアティバ・D・アダムス氏より、以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 当社は、アメリカ合衆国デラウェア州法に基づく法人として適法に設立され、有効に存続している。
- (2) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、新株予約権証券の募集を適法に行うことができる。
- (3) ファイザー・インクの副社長兼チーフ・ガバナンス・カウンセラーであるアティバ・D・アダムスは、本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）の提出に関し当社を代表する権限を適法に授権されている。
- (4) 当社を代理して本有価証券届出書（その訂正届出書を含む。）に署名し、日本国関東財務局長に提出することその他日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、石井禎、鈴木惇也及び関口毅人の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として正式に権限を付与されている。

2 【その他の記載事項】

目論見書「第一部 証券情報」、「第3 その他」、「2 その他の記載事項」に、以下に掲げる「ファイザー・インク 2004年ストック・プラン」の訳文を掲げる。

[訳文]

ファイザー・インク 2004年 スtock・プラン (2012年2月23日現在改正済)

1. 目的

ファイザー・インク 2004年 スtock・プラン（以下「本プラン」という。）は、当社及びその関連会社の従業員及び非従業員取締役に対し、ストック・オプション及び報奨を通じて、当社普通株式をより多く所有することの利益を提供することにより、当該従業員及び非従業員取締役に実質的なインセンティブを供与することをその目的とする。より充実したインセンティブの供与は、従業員及び非従業員取締役が、当社及びその関連会社の継続的な成功に向けて努力することを奨励するのみならず、新しい従業員及び非従業員取締役の確保にも役立つと考えられる。本プランは、一部の報奨に関する内国歳入法第409A条（下記に定義される。）の免除目的及びその他一部の報奨に関する内国歳入法第409A条の継続遵守を反映するために、2008年1月1日付で修正され、さらに本プランの効果的な運営を促進することを目的としたその他の変更を行うために、また付与に利用される株式数を補充するために、2009年4月23日付で修正された。

2. 定義

プランで使用される場合、次の用語は、以下に定める意味を有する。

- (a) 「関連会社」とは、(i)直接的、若しくは1名以上の仲介者を通じて、当社を管理する、当社により管理される若しくは当社と共通の管理下に置かれる人、又は(ii)当社が、委員会の定める重要な持分を所有する事業体をいう。
- (b) 「報奨」とは、本プランの規定に従い発行及び付与されるオプション、株式評価益受益権、制限株式報奨、配当相当物、その他の株式ユニット報奨又は当社株式に関連したその他の権利、権益若しくはオプションをいう。
- (c) 「報奨契約」とは、本プランに基づき委員会により付与される報奨を証明する書面による合意、契約又はその他の証書若しくは書類をいう。ただし、委員会の単独及び絶対の裁量により、当社又は加入者により、署名又は認識されることはできるが、必ずしもその必要はない。
- (d) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- (e) 「正当な理由」とは、雇用中の意図的な義務違反をいう。いかなる作為又は不作為も、誠意なく、及びその行為又は不作為が当社及びその関連会社の最善の利益であるという合理的確信なく行われる場合を除き、「意図的」とあるとはみなされず、又は行わなかったとはみなされないものとする。

- (f) 「支配権の変動」とは、(i)効力発生日後の最初の2年間、若しくは場合によってはその後の各更新期間に、少なくとも取締役会の過半数が、継続的取締役(上記の当初2年間若しくは場合によってはその後の更新期間の開始時点で取締役であった者、若しくはその後に取締役になった者で、当社の株主による選任若しくは選任の指名が、その時点の継続的取締役の過半数により承認された者をいう。)でなくなる場合、(ii)当社が過半数株式を有する子会社、若しくは当社の従業員給付制度若しくはそれに基づく信託を除く「人」若しくは「グループ」(証券取引法第13条(d)項(3)号の定めによる。)が、当社の全発行済株式の議決権の20%以上を保有する当社株式の「実質的所有権」(証券取引委員会(以下「SEC」という。)の規則13d-3の定めによる。)を取得した場合(ただし、かかる取得がその直前に在職している当社の取締役の過半数により承認されている場合を除く。)、(iii)当社を当事者とする合併若しくは併合が発生し、当社株式が他の会社の株式に転換される場合(合併若しくは併合直後の承継会社若しくはその持株会社につき、全発行済資本株式の議決権の80%に相当する承継会社若しくはその持株会社の議決権付普通株式への転換を除く。)、若しくは(当社若しくは他の会社の)他の有価証券、若しくは現金その他の財産に転換される場合、(iv)当社の資産の全部若しくは実質上全てが売却された場合、又は(v)当社の株主による当社の全面的な清算についての計画が承認された場合のいずれかをいう。
- (g) 「支配権の変動価格」とは、当社株式に関しては、(A)ニューヨーク証券取引所コンポジット・テープ、当社株式が上場されているその他の国内証券取引所、若しくはナスダック全米市場における支配権の変動若しくは支配権の変動事由が発生した日に先立つ60日間(変更日を含む。)に公表された正規取引における当社株式の最高売値、又は(B)支配権の変動若しくは支配権の変動事由が、株式公開買付、交換申し出若しくは会社間取引により生じた場合、これらの取引で支払われた当社株式1株当たりの最高値のうち、いずれか高い方をいう。ただし、内国歳入法第409A条が免除されている報奨の場合は、支配権の変動価格は、かかる報奨が行使若しくは本プラン第11条により行使されたとみなされた日の当社株式の公正市場価格である。上記の取引において支払われる対価の全額又は一部が、有価証券又はその他の非現金対価で構成されている場合、かかる有価証券又はその他の非現金対価の価値は、当社取締役会の単独の裁量で決定される。
- (h) 「内国歳入法」とは、随時変更される1986年米国内国歳入法とその承継法をいう。
- (i) 「委員会」とは、当社取締役会の報酬委員会、又は同委員会が権限を委譲した適切なその他の個人若しくは委員会をいう。個人は、(i)証券取引法に基づく規則16b-3の「非従業員取締役」である場合、かつ(ii)内国歳入法第162条(m)項の「社外取締役」の要件を満たす場合にのみ、報酬委員会の委員を務めることができる。
- (j) 「当社」とは、デラウェア州法人であるファイザー・インクをいう。
- (k) 「対象従業員」とは、内国歳入法第162条(m)項3号又はその承継規定における「対象従業員」をいう。
- (l) 「取締役」とは、当社の取締役会の構成員をいう。
- (m) 「効力発生日」とは、本プランが当社の株主により最後に承認された日をいう。

- (n) 「従業員」とは、当社又は関連会社の従業員をいう。本プランにおいては、独立した請負業者、貸与従業員、コンサルタントとして雇用された者、又は本プランに基づき、雇用時において、給付へ加入若しくは給付を受ける資格を有していない、若しくは雇用されていないと指定されたその他の者は、「従業員」には含まれないものとし、その後、かかる非適格者が、コモン・ロー上の当社若しくは関連会社の従業員、又は政府若しくは司法当局の職員であると判断された場合であっても同様とする。委員会が、その単独の裁量により、別段の決定を行う場合を除き、従業員は、雇用主が関連会社でなくなった場合は、当該雇用主による雇用が継続されとしても、本プランにおいては、雇用又は勤務は終了し、従業員でなくなったものとみなされる。
- (o) 「証券取引法」とは、1934年証券取引法（改正済）を意味する。
- (p) 「公正市場価値」とは、当社株式については、その日現在のニューヨーク証券取引所における当社株式の終値を意味するが、同日に価格が成立しなかった場合は、内国歳入法第409A条に従った方法により、委員会が別途決定しない限り、かかる価格が成立している直前の日の終値をいう。
- (q) 「適用除外給付」とは、内国歳入法第409A条の意味の範囲内において、2004年12月31日現在稼得され権利確定されている報奨をいう。適用除外給付は、2004年10月3日に有効となり付属書類Aに要約される交付規則に従う。
- (r) 「付与日」とは、報奨が付与される日をいう。
- (s) 「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条又はその承継規定の要件に合致することを意図した、本プラン第6条に基づき付与されるオプションをいう。
- (t) 「主要従業員」とは、内国歳入法第409A条(a)(2)(B)(i)に基づき、離職した時点で「特定従業員」としてみなされる従業員をいう。すなわち、当社の株式が、確立された証券市場その他において、公的に取引されている場合、当社又は当社の子会社の主要な従業員（内国歳入法第416条(i)項の第5段落に関係なく内国歳入法第416条(i)項に定義される。）をいう。主要従業員は、内国歳入法第409A条に従い、当社によって適用される規則に基づき決定される。主要従業員は、上記に従い、当社のエグゼクティブ・長期インセンティブ・プログラムに適格である主要な従業員を含んでいない場合は、特定従業員の効力発生日以降12ヶ月間、「特定従業員」として、当社のエグゼクティブ・長期インセンティブ・プログラムの資格を有する主要従業員を含むものとする。主要従業員は、12月31日の認定日を用い、内国歳入法第409A条に従い決定され、認定日現在の主要従業員のリストは、認定日後の効力発生日から12ヶ月間有効であるものとする。上記にもかかわらず、委員会は、内国歳入法第409A条に基づき許容される代替方法により、主要従業員である従業員を決定する目的において、代替認定日及び効力発生日を採用する。
- (u) 「非適格ストック・オプション」とは、本プラン第6条に基づき付与されるオプションであり、インセンティブ・ストック・オプションであることを意図しないもの、又は適格を欠いたインセンティブ・ストック・オプションを意味する。
- (v) 「オプション」とは、加入者が、委員会の定める価格及び期間により、当社株式を購入することができる、本プランに基づき加入者に付与される権利をいう。
- (w) 「その他の株式ユニット報奨」とは、本プラン第10条に従い、加入者に対し、委員会が付与する権利をいう。

- (x) 「加入者」とは、委員会又は当社取締役会が、それらの単独の裁量により随時選択する、本プランに基づき報奨を受領するために選ばれる従業員又は取締役会の非従業員構成員をいう。
- (y) 「功績報奨」とは、本プラン第9条に従い付与される功績に基づいた株式による報奨をいう。
- (z) 「業績達成期間」とは、功績報奨の付与時又はその後において委員会が設定し、かかる報奨に関して委員会が明記する業績目標の達成度が測定される1年以上の期間をいう。
- (aa) 「功績株式」とは、指定された当社株式の数を基準に評価されるユニットの本プラン第9条に従って行われる付与を意味し、評価額は、付与時又はそれより前（ただし、業績達成期間の開始後90日以内とする。）に委員会が設定する業績達成期間中の業績目標の達成を受けて、委員会が定める財産の交付をもって加入者に支払われる。かかる財産は、現金、当社株式、その他の資産又はこれらの組み合わせを含むがそれらに限定されない。
- (bb) 「人」とは、個人、法人、パートナーシップ、団体、有限責任会社、株式会社、信託、非法人組織、又は政府若しくはその行政機関をいう。
- (cc) 「更新期間」とは、効力発生日の2回目の応当日に始まる2年間及びその後の各2年間をいう。
- (dd) 「制限株式」とは、保有者がこれを売却、移転、質入又は譲渡することのできない制限、及び委員会がその単独の裁量で課すことのできるその他の制限（当社株式の議決権及び現金配当受領権に対する制限を含むが、これらに限定されない。）を伴い発行される当社株式を意味し、上記の制限は、委員会が適切とみなす時期に、分割その他により個々に又は組み合わせて消滅することができる。
- (ee) 「制限株式報奨」とは、本プラン第8条に基づく制限株式による報奨をいう。
- (ff) 「内国歳入法第409A条」とは、内国歳入法第409A条、及びそれに基づき米国財務省又は内国歳入庁により発行される規制及びその他の指針をいう。
- (gg) 「退職」とは、委員会により別段の決定がなされる場合を除き、また「離職」に相当する加入者が当社を退社した時点で、年齢が55歳に達し、勤務期間が10年以上であることをいう。
- (hh) 「離職」とは、内国歳入法第409A条の定める「離職」をいう。
- (ii) 「当社株式」とは、当社の普通株式をいう。
- (jj) 「株式評価益受益権」とは、加入者の権利行使をもって、本プラン第7条に従い加入者に付与される、(i)権利行使日における当社株式1株当たりの公正市場価値が、(ii)付与日、又は未行使オプションに関連した付与の場合は委員会がその単独の裁量により特定する関連オプションの付与日における、権利の付与価格（かかる付与価格は本プラン第4条(c)項で定められる調整に関連する場合を除き、権利又は場合によっては関連オプションの付与日における当社株式1株当たりの公正市場価値を下回らない。）を超過する額を受領する権利をいう。かかる権利に関する当社の支払いは、委員会が、その単独の裁量で決定する現金、当社株式、その他の財産又はそれらの組み合わせをもって行うことができる。

- (kk) 「代替報奨」とは、当社若しくは関連会社が取得した、又は当社若しくは関連会社と結合した会社による、過去に付与された報奨、将来の付与権又は義務の引継ぎ、代替又は交換にあたり当社により付与される報奨又は発行される当社株式をいう。
- (ll) 「終身就労不能障害」とは、当社が設定した規則に従い、また内国歳入法第409A条に基づき決定された、就労不能な終身障害をいう。
- (mm) 「権利確定期間」とは、本プラン第10条の定める、非制限株式が加入者に対して、剥奪不可能かつ発行可能となる前の期間をいう。

3. 運営

本プランは、委員会がこれを運営する。委員会は、取締役会で随時採択され、本プランの規定に矛盾しない命令又は決議に従うことを条件に、(a)本プランに基づき随時付与される報奨を付与される当社及び関連会社の従業員を選択すること、(b)本プランに基づき各加入者に付与される報奨の種類を決定すること、(c)本プランに基づき付与される各報奨の対象となる又は関連する当社株式数を決定すること、(d)本プランに基づき付与される報酬の本プランの規定と矛盾しない条件を決定すること、(e)報奨が、本プランの条件との整合性を有し、現金、当社株式又は他の財産をもって決済、消却又は停止されるか、それがどの程度行われるか、又はいかなる状況下において行われるかを決定すること、(f)報奨に基づき加入者に対して支払われた当社株式若しくは現金、又は加入者により実現した利益が、本プランの条件との整合性を有し、当社に対して返還されるか、それがどの程度行われるか、又はいかなる状況下で行われるかを決定すること、(g)加入者が、報奨を保有する資格を有しないか、どの程度有しないか、又はいかなる状況下で有しないかを決定すること、(h)本プランに基づき報奨に関して行われる現金、当社株式、その他の財産及びその他の支払金額の支払いが、本プランの条件との整合性を有し、自動的に又は加入者の選択のいずれかをもって延期されるか否か、どの程度延期されるか、又はいかなる状況下で延期されるかを決定すること、(i)本プラン並びに本プランに基づき取り交わされた証書及び契約書の解釈及び運営を行うこと、(j)本プランの適正な運営のために適切とみなす規則及び規約を定め、代理人を任命すること、並びに(k)委員会が、本プランの運営のために必要又は望ましいとみなすその他の決定を下し、その他の措置を講じることについて、完全な権利及び権限を有する。委員会は、その独占的な裁量権に基づき、また本プランの規定に従って、本プランの適正な運営のために必要又は適切とみなす他の人物又は委員会に、本プランの運営権を全て随時委譲できるものとするが、報奨が、内国歳入法第162条(m)項に基づく適格性を意図したものである場合は、委譲は行われない。委員会の決定は、本プラン及びそれに基づく付与の解釈及び運営に関して最終的かつ確定的なものであり、拘束力を有する。委員会は、議論された若しくは疑義のある本プラン、又は報奨条件及び規定の解釈権を含み、本プラン並びにそれに基づく報奨の運営及び解釈に際しなされた全ての決定を、委員会の単独の裁量で行うものとし、こうした決定は、法律に別段の定めがある場合を除き、最終的なものであり、全ての者を拘束する。委員会は、その過半数をもって決議をなし、会合の日時及び場所が決定することができる。

本プラン第12条で規定される場合を除き、委員会は、当社若しくはその財務書類に影響を与える異常な若しくは非経常的な事象、又は適用される法律、規制若しくは会計原則の変更を認識した上で、功績報奨規準又はその他の報奨の条件を調整する権利を与えられる。委員会は、本プラン又は報奨の不備の矯正、脱落の補充又は矛盾の調整を、それらを実行するために望ましいとみなす方法及び範囲をもって行うことができる。当社が、他の会社又は事業体の買収又はそれとの結合に関連して、未行使の従業員給付報奨又は将来こうした報奨を提供するための権利若しくは義務を引き継いだ場合、委員会は、その裁量により、適切とみなす本プランに基づく報奨の条件について、調整を行うことができる。

4. 本プランの対象株式

- (a) 本プラン第4条(c)項に定める調整を条件に、本プランに基づく報奨に従い付与することができる当社株式は、合計425,000,000株及び効力発生日現在に本プランに基づく付与に利用可能な残りの株式とする。ただし、インセンティブ・ストック・オプションとして付与できるのは、425,000,000株のみである。オプション及び株式評価益受益権に関連して付与された株式は、付与されたオプション又は株式評価益受益権1つにつき1株の割合を限度として計算される。オプション及び株式評価益受益権以外の報奨に関連して付与される株式は、当該報奨に関連して、又は当該報奨の評価に基づき付与される株式1株に対し2株の割合を限度として計算される。本プランの加入者は、継続する36ヶ月間につき8,000,000株を超えるオプション、株式評価益受益権又はその他の報奨（上述した当該報奨に関連して又は当該報奨の評価に基づき発行される当社株式1株に対し当社株式2株の割合で計算される。）を付与されることはない。上述の付与の制限については、報奨が内国歳入法第162条(m)項の用語である「功績に基づいた」を意図する場合に限り、オプション又は株式評価益受益権以外の報奨に適用されるものとする。内国歳入法第422条の意味の範囲における当社株式の10%超を保有する加入者に対しては、報奨は付与されない。
- (b) 本プランに基づき発行される当社株式は、その全部又は一部を未発行の授権株式、金庫株式又は公開市場その他で取得された当社株式で構成される。
- (c) 合併、再組織、併合、資本再構成、株式配当、特別現金配当、株式分割、株式併合、スピンオフ若しくは同様の取引、又は当社株式に影響を及ぼすその他の会社構造の変更が行われた場合、本プラン及び報奨に対し、委員会がその単独の裁量で同等又は適切とみなす、調整及びその他の差し替えが行われるものとするが、それらには、委員会がその単独の裁量により適切とみなす、本プランに基づき交付される有価証券の総数、クラス及び種類に対する調整、全体的に又は各加入者に対する調整、本プランに基づき付与された未行使報奨の対象となる有価証券の数量、クラス、種類及びオプション価格又は行使価格に対する調整（委員会が適当とみなす場合は、他の会社の株式を購入する又はその他の報奨が含まれる。）が含まれるが、それらに限定されない。ただし、報奨の対象となる当社株式数は常時整数とし、いかなる場合も、内国歳入法第424条(h)項(3)号における修正を意味する、インセンティブ・ストック・オプションに対する変更を行うことはできない。また、これに異なる定めがあっても、本プラン第4条(c)に基づく報奨の調整は、かかる調整が望ましいものであり、内国歳入法第409A条による不利な税効果を生み出す修正報奨が生じないと委員会が明確に判断しない限り、内国歳入法第409A条に基づく新しいオプション又は株式評価益受益権の付与につながる方法で行うことはできない。
- (d) 消滅、期間満了、失権、取消し又は現金で決済された報奨の対象となる株式は、かかる消滅、失権、取消し又は決済の限度において、全部か一部かにかかわらず、報奨の将来の付与に使用することができる。上記に従い、将来の付与に再度利用可能な株式数は、かかる株式がオプション又は株式評価益受益権の対象である場合は1株、オプション又は株式評価益受益権以外の報奨の対象である場合は2株である。さらに、代替報奨の場合、引受報奨又は代替報奨に関連して付与された又は付与可能な株式は、本プラン第4条(a)の付与が認められた株式数を減じるものではない。上記にかかわらず、本プランに基づく報奨の対象となる株式は、かかる株式が(i)株式で決済される株式評価益受益権の対象となり、当該株式評価益受益権の差金決済若しくは差額行使にあたり発行されない株式である場合、(ii)オプションの行使価格を支払うために、当社により付与された若しくは留保された株式である場合、(iii)報奨に関連する源泉税を支払うために当社に付与された若しくは当社により留保された株式である場合、又は(iv)オプションの行使代金により公開市場で買い戻された株式である場合、本プランに基づく発行又は付与に再度利用可能となることはできない。

5. 適格性

従業員又は非従業員取締役は、加入者として選択される資格を有す。ただし、インセンティブ・ストック・オプションは、当社、又は内国歳入法第422条の定める親会社若しくは関連会社の従業員のみが付与される。本プランの他の規定にかかわらず、非従業員取締役のみで構成される取締役会の指定委員会を含む非従業員取締役は、その独占的な裁量により、本プランに基づくインセンティブ・ストック・オプションを除く報奨を受領する資格を有する加入者として、非従業員取締役を選出する権限を有する。非従業員取締役は、その独占的な裁量により、当該報奨の条件を定め、非従業員取締役が従業員に対する報奨を運営及び解釈する方法と実質的に同じ方法により、当該報奨を運営及び管理する責任を有する。

6. ストック・オプション

オプションは、単独で又は本プランに基づいて付与される他の報奨に加えて、本プランに基づいて加入者に付与することができるものとするが、下記の条件に従うことを条件とする。

- (a) オプション価格：当社株式1株当たりのオプション価格は、オプションの付与日における当社株式1株当たりの公正市場価値を下回らないものとする。
- (b) 株式数：オプションは、対象となる当社株式数を明記するものとする。
- (c) オプションの行使：委員会により別段の決定がなされる場合を除き、オプションは、オプション保有者により、又はオプション保有者が死亡した場合は、その遺族、遺贈若しくは相続により、若しくはオプション保有者の死亡を理由として、オプションの行使権を取得した者により、(i)当社若しくはその代表者宛ての、又は委員会が採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、並びに(ii)オプション価格の支払い又は委員会が承認し、当社が採用する制限に従ったその他のオプション価格の支払方法をもって、行使されたものとみなされる。交付後の行使通知は、取消不能となる。前記にもかかわらず、また、委員会により別段の決定がなされる場合を除き、(i)オプション保有者が死亡し、(ii)同人の代理人がオプションの行使権を有し、(iii)オプションが行使可能最終日までに行使されず、かつ(iv)1株当たりのオプション価格が当該日における当社株式の公正市場価値を下回った場合、オプションは、現金を伴わない行使手続きを経て、当該日に行使されたものとみなされ、その結果、要求されるオプション価格及び源泉課税控除後の手取金が、代理人に支払われるものとする。
- (d) オプション期間：委員会は、各オプションの行使期間を決定する。インセンティブ・ストック・オプションについては、付与日から10年を超えない期間とする。非適格ストック・オプションは、政府の要求、法令又は規則に従い、最大10年6ヶ月の間行使可能である。
- (e) 最初の行使可能日：死亡、終身就労不能障害、支配権の変動、又は事業若しくは工場の閉鎖による売却若しくは再編を除き、オプションは、オプション期間の最初の1年間又はオプションで明記されるそれより長い期間行使することができない。
- (f) オプションの終了：オプションは全て、期間満了、解約、オプション保有者によるオプション規定違反をもって、又はオプションの管理条件に盛り込まれ委員会が適切若しくは望ましいとみなすその他の規則及び手続きに従い終了する。
- (g) 参照のための記載事項：オプションには、本プランの全適用条件が参照のためオプションに盛り込まれる旨の規定が記載されている。
- (h) その他の規定：オプションはまた、委員会が適切又は望ましいとみなす、本プランの規定に合致するその他の条件に従うものとする。加えて、インセンティブ・ストック・オプションは、内国歳入法、並びに同オプションに関して同法に基づき発表された財務省の規則及び規制の要件を満たすために必要とされるその他の規定も記載するものとする。
- (i) 内国歳入法第409A条の免除：これは、本プランに基づき付与された全てのオプションが内国歳入法第409A条から免除されることを目的としている。それにもかかわらず、当社は、本プランに基づく特定の報奨が税法上の優遇措置の対象となる（例えばインセンティブ・ストック・オプション）、又は加入者に対する不利な税効果（例えば内国歳入法第409A条による罰金）を回避することを表明、誓約又は保証しない。

7. 株式評価益受益権

- (a) 株式評価益受益権の付与：本プランに基づき、株式評価益受益権を単独で又は本プランに基づき付与される他の報奨に加えて、加入者に付与することができ、本プラン第6条に基づいて付与される特定のオプションに関連づけられることがあるが、必ずしもその必要はない。株式評価益受益権の規定は、各受益者について同一である必要はない。非適格ストック・オプションに関連した株式評価益受益権は、同オプションの付与時と同時又はそれ以降の同オプションの行使時若しくは期間満了前の時点において、これを付与することができる。インセンティブ・ストック・オプションに関連した株式評価益受益権は、同オプションの付与と同時に付与されなければならない。株式評価益受益権が何らかのオプションに関連する場合は、同受益権及びその適用ある一部は、関連オプションの終了又は行使と同時に終了され、以後行使不能となるが、関連オプションの対象となる当社株式の全数を下回る株式数につき、株式評価益受益権が付与されている場合には、関連するオプションは行使又は終了した数が、株式評価益受益権の対象でない当社株式の数を超えるまで、株式評価益受益権は削減されない。株式評価益受益権に関連するオプションは、関連する株式評価益受益権が既に行使されている限りにおいて、これを行使できない。
- (b) 条件：委員会が適切又は望ましいとみなす条件又は制限を株式評価益受益権の行使に課することができるが、株式評価益受益権の行使価格は、付与日における当社株式の公正市場価値を下回らず、又はその期間は10年を超えないものとする。
- (c) 内国歳入法第409A条：委員会は、本プランに基づき、(i)株式評価益受益権が内国歳入法第409A条に基づく報酬の繰延を提供しないように、内国歳入法第409A条に合致した方法、又は(ii)株式評価益受益権を内国歳入法第409A条の対象となることを目的とする方法のいずれかにより、株式評価益受益権を付与することができる。付与される株式評価益受益権が、内国歳入法第409A条の対象となるためには、かかる株式評価益受益権は、(i)指定された日、(ii)加入者の離職時、又は(iii)委員会が付与時に報奨契約に記載したとおり、(i)若しくは(ii)のいずれか早い方の日に、その決済を行い一括払いするものとし、そうでなければ、内国歳入法第409A条に従い、付与、管理、決済及び支払いが行われるものとする。上記にかかわらず、主要従業員の離職日の6ヶ月後（又はそれより早い場合の主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し、当該決済及び支払いを行うことはできない。

8. 制限株式

- (a) 制限株式の付与：制限株式報奨は、委員会が明記する期間（以下「制限期間」という。）、委員会から付与時に課される制限に従うものとする。制限株式報奨は、非現金対価又は適用法により要求される最低対価をもって、単独又は本プランに基づき付与されるその他の報奨に加え、本プランに基づき加入者に発行することができる。制限株式報奨は、本プランの規定に合致し、委員会が適切又は望ましいとみなすその他の条件に従うものとする。死亡、退職、終身就労不能障害、支配権の変動又は事業若しくは工場の閉鎖による売却若しくは再編による雇用の終了を除き、制限株式報奨の比例失効を含め、制限期間は、付与日から3年以上とする。死亡、終身就労不能障害又は支配権の変動によって雇用が終了した場合、制限株式報奨は、即時全て権利確定する。退職又は事業若しくは工場の閉鎖による売却若しくは再編によって雇用が終了した場合、制限株式報奨は、比例配分して権利確定する。上記にかかわらず、本プランに基づき発行又は付与することが可能な株式総数の最大5%を対象とする報奨（オプション又は株式評価益受益権を除く。）は、制限を含まず又は3年未満の制限期間の対象となる。
- (b) 登録：本プランに基づき発行される制限株式は、委員会がその単独の裁量により適切とみなす方法により証明されるものとし、かかる方法には、株主名簿への登録又は株券の発行が含まれるがそれらに限定されない。本プランに基づき付与された制限株式に対して株券が発行される場合、当該株券は、加入者の名義により登録され、かかる報奨に適用される条件及び制限についての説明文を記載するものとする。
- (c) 内国歳入法第409A条：制限株式報奨は、(i) 制限株式報奨が内国歳入法第409A条に基づく報酬の繰延べを行わない内国歳入法第409A条に従った方法、又は(ii) 内国歳入法第409A条に基づく付与によって制限株式報奨に従うことを意図する方法のいずれかにより、委員会が付与することができる。制限株式報奨が内国歳入法第409A条に準拠する場合、制限株式報奨は、(i) 特定の日時点で、(ii) 加入者が離職した時点で、又は(iii) 付与時の報奨契約において委員会が指定し明記したとおり、(i) 若しくは(ii) のいずれか早い時点で、その決済を行い一括払いするものとし、その他の場合については、内国歳入法第409A条に従い運営、決済及び支払いを行う。上記にかかわらず、主要従業員に対するかかる決済及び支払いについては、主要従業員の離職日（又はそれより早い場合は主要従業員の死亡日）から6ヶ月後の日より前の離職時に、それを行うことはできない。

9. 功績報奨

功績報奨は、現金、当社株式、その他の財産、又はその組み合わせにより支払うことができるものとし、本プランの規定に合致し、支払時に委員会がその単独の裁量により、適切又は望ましいとみなすその他の条件に従うものとする。各業績達成期間に達成すべき業績基準及び交付すべき報奨の金額は、委員会が最終的にこれを決定する。功績報奨は、内国歳入法第409A条の適用ある短期繰延除外規定に従い、業績達成期間が終了した年度の直後の年度の3ヶ月目の15日より前に一括して、又は委員会が設定した手順及びそれに基づいた適用される指針に従い、該当する場合、本プラン第15条による後払い方式で支払われる。全ての功績報奨は、米国財務省規則第1条409A-1(e)の「功績に基づいた報酬」の定義を満たさなければならないが、委員会は、単独で又は本プランに基づき付与される他の報奨に加えて、従業員に付与される功績報奨が、内国歳入法第162条(m)項で使用される用語である「功績に基づいた報酬」を意図したものか否かについて指定することができる。かかる報奨は、内国歳入法第162条(m)項で要求される限り、1又は複数の業績指標の達成を条件に、内国歳入法第162条(m)項の意味の範囲内における「功績に基づいた報酬」と指定されるものとし、かつ本プラン第12条に従って発行される。本プラン第11条に記載される支配権の変更又は支配権の変更事由の場合を除き、功績報奨が内国歳入法第409A条に準拠する場合、功績報奨は、(i) 指定された日に、(ii) 加入者の離職時に、又は(iii) 委員会が付与時に設定した規則に従い、(i) 若しくは(ii) のいずれか早い方の日に、その決済を行い一括払いするものとし、その他の場合については、内国歳入法第409A条に従い運営、決済及び支払いを行う。上記にかかわらず、主要従業員の離職日の6ヶ月後（又はそれより早い場合の主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し、当該決済及び支払いを行うことはできない。

10. その他の株式ユニット報奨

- (a) 株式及び運営：当社株式を参考に又はこれに基づいて評価される報奨（以下「その他の株式ユニット報奨」という。）は、単独で又は本プランに基づき付与される他の報奨に加えて、加入者に付与することができ、かかるその他の株式ユニット報奨は、本プランに基づき付与される他の報奨の決済時の支払方法としても使用される。その他の株式ユニット報奨は、当社株式、現金又は委員会が定めるその他の形式の財産により、支払うことができる。本プランの規定に従うことを条件に、委員会は、当該報奨の対象となる従業員及び当該報奨が行われる時期、当該報酬に従って発行又は付与される当社株式数、さらに同報奨のその他の全条件を決定する単独かつ完全な権限を有する。その他の株式ユニット報奨は、本プランで定める規定に合致した、委員会が適切又は望ましいとみなすその他の条件に従うものとする。死亡、退職、終身就労不能障害、支配権の変動又は事業若しくは工場の閉鎖による売却若しくは再編による雇用の終了を除き、その他の株式ユニット報奨の権利確定期間を、その比例失効を含め3年以上とする。死亡、終身就労不能障害又は支配権の変動により雇用が終了した場合、その他の株式ユニット報奨は、即時全て権利確定する。退職又は事業若しくは工場の閉鎖による売却若しくは再編により雇用が終了した場合、その他の株式ユニット報奨は、比例配分して権利確定する。上記にかかわらず、本プランに基づき発行又は付与することが可能な株式総数の最大5%を対象とする報奨（オプション又は株式評価益受益権を除く。）は、制限を含まず又は3年未満の権利確定期間の対象となる。
- (b) その他の規定：本プラン第10条に基づいて付与される報奨の対象となる当社株式（当社株式に転換可能な有価証券を含む。）は、非現金対価又は適用法で要求される最低対価をもって発行することができる。
- (c) 内国歳入法第409A条：委員会は、本プランに基づき、(i)株式ユニット報奨が内国歳入法第409A条に基づく報酬の繰延を提供しないよう、内国歳入法第409A条に合致した方法、又は(ii)その他の株式ユニット報奨を内国歳入法第409A条の対象となる方法のいずれかにより、その他の株式ユニット報奨を付与することができる。付与されるその他の株式ユニット報奨が、内国歳入法第409A条の対象となるためには、かかる株式ユニット報奨は、(i)指定された日に、(ii)加入者の離職時に、又は(iii)委員会が付与時に指定したとおり、若しくは内国歳入法第409A条に準拠した方法により、(i)若しくは(ii)のいずれか早い方の日に、その決済を行い一括払いするものとし、そうでない場合は、内国歳入法第409A条に従い、付与、管理、決済及び支払いが行われるものとする。上記にかかわらず、主要従業員の離職日の6ヶ月後（又はそれより早い場合の主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し当該決済及び支払いを行うことはできない。
- (d) 内国歳入法第162条(m)項の繰延：業績目標の達成を条件としたその他の株式ユニット報奨を除き、加入者が対象従業員である又は対象従業員になると思われる課税年度中に決済される又は当該加入者に支払われる予定の未行使のその他の株式ユニット報奨は、(i)支払いが当該年度中に支払われた場合、当社による当該支払いの控除は、内国歳入法第162条(m)項の適用によって禁止されないと当社が合理的に予測する、加入者の課税初年度の第1日目、又は(ii)加入者の離職日のいずれか早い日まで、かかるプランの条件及び内国歳入法第409A条の適用される規定に従い、2008年1月1日に発効した修正のとおり、ファイザー・インク・繰延報酬プランに自動的に委ねられるものとする。上記にかかわらず、主要従業員の離職日の6ヶ月後（又はそれより早い場合は主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し当該支払いを行うことはできない。

11. 支配権の変動規定

- (a) 委員会又は取締役会が、特定の報奨に関して付与時に別段の決定を行わない限り、また、本プランに他の異なる定めがあっても、加入者の雇用又は勤務が正当な理由（委員会又は取締役会の単独の裁量により決定される。）なく、支配権の変動後24ヶ月の間に強制的に終了した場合、また内国歳入法第409A条に基づく繰延報酬とみなされる報奨については、加入者の会社都合による退職もまた離職とみなすと定められる場合、以下のとおりとなる。
- (i) 報奨契約にこれと異なる規定があっても、未行使でその時点で行使可能でなく権利が確定していないオプション及び株式評価益受益権は、かかる会社都合による退職時に、その全期間について全て権利確定し行使可能となり、付与時に付与に関する書類に記載されるとおり、当該報奨の各条件について、引き続き効力を有する。
 - (ii) 未行使の権利確定オプション及び株式評価益受益権は、かかる会社都合による離職にかかわらず、付与時に付与に関する書類に記載されるとおり、当該報奨の各条件について、引き続き効力を有し行使可能とする。
 - (iii) 制限株式に適用される制約及び猶予制限は消滅し、かかる制限株式は、直ちに全ての制約及び制限が解かれ、当初の付与の全範囲で完全に権利確定し譲渡可能となる。
 - (iv) 全ての功績報奨は、適用される功績規準に基づいて、又は決定不能の場合は目標水準で、発生し全額支払可能とみなされ、猶予その他の制約は消滅し、当該功績報奨は直ちに決済され、加入者の離職時に支払われる（また、加入者は決済日及び支払日を選択する裁量はない。）。ただし、主要従業員の離職日から6ヶ月後（又はそれより早い場合の主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し、当該決済及び支払いを行うことはできない。
 - (v) その他の株式ユニット報奨又は他の報奨に適用される制約及び猶予制限その他の条件は、直ちに消滅し、かかるその他の株式ユニット報奨又はその他の報奨は、全ての制約、制限又は条件を解かれ、当初の付与の全範囲において、完全に権利確定し譲渡可能となる。
 - (vi) 本プラン第11条(a)のその他の規定にかかわらず、行使又はその他によるものかに関係なく、内国歳入法第409A条に基づく繰延報酬とみなされるオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式又はその他の株式ユニット報奨の代金は、加入者の離職時に支払われる（また、加入者の離職日より前に行使されない場合は、行使され決済及び支払いが行われるとみなされる（さらに、加入者は支払日を選択する裁量はない。）。ただし、主要従業員の離職日から6ヶ月後（又はそれより早い場合の主要従業員の死亡日）より前の離職時には、主要従業員に対し、当該支払いを行うことはできない。

- (b) 支配権の変動による換金：本プランの他の規定にもかかわらず、支配権の変動の場合、又は内国歳入法第409A条に基づく繰延報酬とみなされるオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式又はその他の株式ユニット報奨については、内国歳入法第409A条(a)(2)(A)(v)若しくは内国歳入法第409A条に基づくその他記載される「支配権の変動」でもある支配権の変動の場合、(i)委員会若しくは取締役会は、その裁量により、内国歳入法第409A条からの免除を目的とするオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨の条件において、かかるオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨が、支配権の変動の発生をもって、支払日における当社株式1株当たりの公正市場価格が、オプション若しくは株式評価益受益権に基づく当社株式1株当たりの購入価格を上回った額に、オプション若しくは株式評価益受益権に基づき発行及び付与された当社株式数を乗じたものに等しい金額により、若しくは制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨の支払日における当社株式1株当たりの公正市場価値に等しい金額により、支配権の変動後60日以内になされる現金との引換えのために消却され（及び加入者が支払日を選択する裁量を有しない。）、又は(ii)委員会若しくは取締役会は、その裁量により、内国歳入法第409A条に基づく繰延報酬となるオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨の条件において、かかるオプション、株式評価益受益権、制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨が、支配権の変動の発生をもって、支配権の変動における1株当たりの価格が、オプション若しくは株式評価益受益権に基づく1株当たりの購入価格を上回った額に、オプション若しくは株式評価益受益権に基づき発行及び付与された株式数を乗じたものに等しい金額により、若しくは制限株式、功績株式その他の株式ユニット報奨の支配権の変動における1株当たりの価格に等しい金額により、支配権の変動後60日以内になされる現金との引換えのために消却される（及び加入者が支払日を選択する裁量を有しない。）ことを定めることができる。
- (c) 上記にかかわらず、支配権の変動が、本プラン第2条(e)(iii)に従った取引によるものであり、存続会社が報奨の引受け、代替又は交換を行わない場合、当該報奨は、支配権の変動時の原付与の及ぶ限り、全て権利確定され、即時行使可能又は譲渡可能となり、上記本プラン第11条(b)に定められる支配権の変動後90日以内に全額分配、決済又は支払いが行われるものとする。

12. 内国歳入法第162条(m)項の規定

- (a) 本プランのその他の規定にもかかわらず、委員会が、付与時点で役員である加入者に対し、功績報酬を付与すること、又は当社が当該報奨に関連して通常の税金控除の請求を行う課税年度末時点で、対象従業員である又は対象従業員である可能性があると判断した場合、委員会は、本プラン第12条が当該報奨に適用されると定めることができる。
- (b) 功績報奨が本プラン第12条の対象となる場合、功績報奨に課された制約の消滅、並びに適用される場合の現金、当社株式及びその他の財産の交付は、委員会が設定した業績目標の1又は複数の達成を条件としており、業績目標は、下記項目の1又はその組み合わせによる特定水準への到達度に基づいている。その項目とは、当社又は加入者が主として雇用されている関連会社若しくは当社の部門の収益、経費削減、営業利益、税引前利益、当期利益、調整後当期利益、1株当たり利益、調整後1株当たり利益、営業利益率、運転資本率、資産利益率、株主資本利益率、投下資本利益率、キャッシュフロー対策、市場占有率、株主利益率又は経済的付加価値である。かかる業績目標はまた、他の会社の業績と比較した上記指標の1又は複数に基づいた当社の業績（又は該当する関係者若しくは当社部門の業績）の特定水準への到達度にも基づいている。当該業績目標は、内国歳入法第162条(m)項又はその承継規定及びそれらに基づいた規則の要件で定められる期間内に委員会により設定され、それを遵守するものとする。

- (c) 業績目標を設定するにあたり、委員会は、以下の項目による結果を含むか除外するかを当該報奨契約に定めることができる。その項目とは、(i)資産の評価損、(ii)訴訟又は申立ての判決又は和解、(iii)税法、会計原則又は報告結果に影響を与えるその他の法律若しくは規定、(iv)再組織及び再編プログラムの費用、(v)会計原則審議会意見書第30号及び／又は適用年度の当社の株主に対する年次報告書の「財務状態及び経営成績に関する経営陣の論考及び分析」に記載される臨時経常外費用又は損失、(vi)買収又は事業分割による影響、(vii)外国為替差損、並びに(viii)資産売却損益である。当該項目を含むか除外するかが対象従業員に影響を与える限りにおいて、当該項目は、内国歳入法第162条(m)項の「業績報酬」の要件を満たす形態で定められる。
- (d) 本プラン第12条の対象となる功績報奨に関する、本プラン第11条を除く本プランの規定にもかかわらず、委員会は、当該報奨に従って支払われる金額の下方修正を行うことができるが上方修正はその限りでなく、また、適用される業績目標の達成の放棄は、加入者の死亡若しくは終身就労不能障害の場合、又はこうした放棄により本条に基づくその他の報奨が内国歳入法第162条(m)項による「功績に基づいた報酬」としての取扱いを脅かされることのないその他の状況を除き、行うことができない。
- (e) 委員会は、本プラン第12条の対象となる報奨に対し、内国歳入法第162条(m)項(4)(C)又はその承継規定における「功績に基づいた報酬」の全要件を確実に満たすことが必要又は適切とみなすその他の制約を課す権限を有する。

13. 修正及び終結

取締役会は、いかなる時も、本プラン又はその一部を修正、変更、一時中止、廃止又は終結することができる。ただし、(a)取締役会が必要若しくは望ましいとみなす税法上若しくは規制上の要件の適格性を満たす若しくはそれに合致させるために株主の承認が必要な場合の承認、(b)かかる措置が、未行使の報奨に基づく加入者の権利を著しく損ねる場合の当該加入者の同意、又は(c)本プランに基づき発行可能な普通株式の最大数若しくは加入者一人に対して発行可能な当該株式数を増加させ、本プラン若しくはそれに基づき付与されるオプションの条件を拡大し、本プラン第5条の適格基準を変更し、若しくは現在本プランに定めるオプション価格を減額する割り込んでオプション価格を引き下げるような本プランの修正又は変更に関し、当社の株主総会において本人又は代理人により出席し議決権を有する、当社の発行済普通株式の過半数を所有する者の承認を得ることなく、こうした修正、変更、一時中止、廃止又は終結は行わないものとする。さらに、上記にかかわらず、本プランの終了は、内国歳入法第409A条に基づき、加入者にもたらされる税金面での悪影響を回避するために、充足する必要がある内国歳入法第409A条に基づく全要件を遵守するものとする。

委員会は、その指名するその他の委員会に、報奨の付与前又は付与後のいずれかに、かかるその他の委員会が外国の政府による法律又は規制当局の要求に従うことが必要又は望ましいとみなす、本プランの条件に合致した措置を講じる権利を委譲することができ、これらには報奨に対する条件の修正若しくは変更、又は本プランの副プランとしての現地用プランの制定を含むがそれらに限定されない。加えて、委員会は、あらゆる状況下において、政府の要求、法律若しくは規則に合致させる又はそれらを利用するため、本プランに対する非実質的な運営上の変更を加えることができる。

委員会は、これまでに付与された報奨の条件を、先を見越して又は遡及的に修正することができるが、かかる修正により、(a)加入者の同意なくしてその権利を著しく損なわない、(b)第4条(c)項による若しくは代替報奨に関連した調整を除き、未行使のオプション若しくは株式評価権受益権の行使価格を減額しない、当初のオプション若しくは株式評価権受益権の行使価格を下回る行使価格を有する未行使のオプション若しくは株式評価権受益権の価格変更、交換若しくは再付与を行う目的で、かかるオプション若しくは株式評価権受益権を消却も修正もしない、若しくは株主の承認を得ることなく、未行使のオプション若しくは株式評価権受益権を現金若しくはその他の報奨と交換する目的で、株式の公正市場価値を上回る行使価格を有するかかるオプション若しくは株式評価権受益権を消却も修正もしない、又は(c)内国歳入法第409A条からの免除を目的とした報奨が内国歳入法第409A条の対象とならないものとする。上記にかかわらず、委員会は、加入者の同意なく、その単独の裁量で適切とみなす方法により、内国歳入法第409A条に基づき、潜在的な不備を修正するために、先を見越して又は遡及的に付与された前述の報奨の条件を修正することができる。未行使のインセンティブ・ストック・オプションに対する変更又は調整は、加入者の同意を得ずに、インセンティブ・ストック・オプションとしての適格を継続できないような「修正」に該当する方法で、これを行わない。前記にもかかわらず、第4条(c)項に従ってなされる調整は、いずれも上記の制限を受けない。

上記にかかわらず、2005年より前のプランに基づき稼得及び権利確定された（内国歳入法第409A条の意味の範囲内で）金額については、本プランの修正は適用されない。ただし、修正が当該金額に適用されることを明確に規定する場合を除く。この制限は、プランの修正が、適用除外給付である金額に対する不測の「重大な修正」とならないようにすることが目的である。

14. 配当

本プラン及び報奨契約の規定に従うことを条件に、報奨（繰延報奨を含むが、それに限定されない。）の受益者は、委員会により決定された場合、委員会がその単独の裁量で決定する報奨の対象となる当社株式数に関し、当社株式に係る現金若しくは株式配当、又は現金若しくは株式配当に相当する現金支払額を、当座又は繰延ベースで受領する権利を有することができ、委員会は、当該金額（もしあれば）が、新たに当社株式又はその他に再投資されたとみなされる旨を定めることができる。ただし、オプション、制限株式、その他の株式ユニット報奨及び株式評価権受益権について付与されたかかる配当同等物の受領が、オプション若しくは株式評価権受益権の行使、又は制限株式若しくはその他の株式ユニット報奨の権利確定を条件とする場合、オプション、制限株式、その他の株式ユニット報奨又は株式評価権受益権は、適用される内国歳入法第409A条の全規定に従い、付与され管理されるものとする。

15. 繰延報酬プランに基づく報奨の繰延

本プランに別段の定めがない限り、委員会は、米国財務省規則第1条409A-1(a)(5)の意味の範囲内において、報酬の繰延とならない株式の権利となることを目的する報奨を除き、本プランに基づく報奨の付与について規定を設けることができる。それにより、報奨の付与は、当該規定に列挙される事象まで報奨を繰延する機能を含まないという要件に従い、2008年1月1日付で修正されたファイザー・インク繰延報酬プランに基づき、またその条件に従い繰延する資格を有することとなる。当該繰延は、かかるプランの条件及び内国歳入法第409A条の適用される規定に従うものとする。

16. 一般規定

- (a) 報奨のいかなるものも、遺書、又は相続若しくは分配についての法律以外の方法により、売却、質入、譲渡、担保差入、移転又は処分することはできず、報奨を受領する者のみが、その生存期間中にこれを行行使することができる。ただし、委員会は、その単独の裁量をもって、一般的又は特別な場合に、第三者に対する対価を除き、追加の譲渡を許可し、それに対し条件及び制限を課すことができる。
- (b) 従業員はいずれも、オプション若しくは本プランに基づくその他の報奨の受領する者として選択される権利を有せず、又はそうした選択を受けた場合は、将来の報奨の付与若しくはオプションを受領する者として選択される権利を有しない。報奨又は本プランから発生するいかなる給付も、加入者の当社又は関連会社との雇用若しくは役務契約の一部を成さず、よって、本プラン及びそれに基づく給付は、当社の独占的裁量により、当社又は関連会社の側に解雇手当の支払債務を生じることなく、いかなる時でも終了することができる。本プランに基づく報奨は、当社のその他のプランに基づくいかなる目的においても、報酬として扱われることを意図したものではない。
- (c) 従業員はいずれも、本プランに基づく報奨付与の請求権を有せず、また、従業員又は加入者の本プランに基づく取扱いを均一化する義務はない。
- (d) 本プランに基づく報奨の見込み受領者は、同人が報奨契約又は報奨を証明するその他の証書を承諾してない限りにおいて、当該報奨について加入者になった又は何らかの権利を有しているとみなされないものとする。
- (e) 本プラン又は本プランに基づいて付与される報奨のいかなるものも、雇用又は役務契約の一部とはみなされず、当社又は関連会社との雇用若しくは勤務又はこれらとのその他の関係を継続する権利をいかなる従業員又は加入者にも授与しない又は授与するとはみなされず、また、正当な理由の有無を問わず、従業員の雇用又は加入者の勤務を終了させる当社又は関連会社の権利をいかなる方法をもっても制限するものではない。
- (f) 本プランに基づき報奨に従って交付される当社株式は全て、証券取引委員会、その時点で当社株式が上場されている証券取引所、並びに連邦又は州の適用法の規則、規制及びその他の要件に基づき委員会が望ましいとみなす株式移転命令及びその他の制約に従うことを条件とし、委員会は、かかる制約について適切に言及した説明文を株券に記載することができる。
- (g) 適切な状況において、委員会は、その単独の裁量権により、報奨の消滅、又は報奨により支払われた株式若しくは現金若しくは実現益の当社に対する返還について決定することができる。
- (h) 本プランに基づき付与される報奨は、当社の有価証券の売却の申し出とは解釈されないものとし、かかる申し出は、委員会がその単独の裁量により、申し出がなされた場合に従うべき米国連邦証券法及びその他の法律の適用要件全てに合致していると判断するまで、効力を有しない。
- (i) 適用される報奨契約において又は本プランの条件に別段の要求がなされる場合を除き、本プランに基づく報奨の受益者は、職務の遂行以外に支払をなすこと又は対価を提供することを要求されない。
- (j) 当社及びその関連会社は、本プランに基づき付与される報奨若しくはなすべき支払いから、及び／又は加入者に対して支払う賃金若しくはその他の現金報酬から、本プランに基づく報奨又は支払に関して支払うべき源泉徴収税額の最小法定金額を控除し、かかる税金等の支払義務を全て履行するために、当社又は関係者が必要と考える措置を講じる権利を有する。委員会は、当社に対する当社株式の交付若しくは移転により（当社に対して不利な会計処理を回避するために制限された方法で）、又は報奨に関連してその他の方法で交付される株式を保持するよう当社に指示することにより（従業員に要求される最小法定源泉課税率まで）、税金の支払に関し当該義務を履行するための手順を加入者が選択できるよう設定する権利を有する。

- (k) 本プランのいかなる規程も、取締役会が他の又は追加的な報酬の取決めを採用することを妨げるものではないが、必要な場合は株主の承認を得ることを条件とする。さらに、かかる取決めは、一般的に又は特定の場合にのみ適用される。
- (l) 報奨は、その行使又はそれに基づいた株式の発行が、連邦法、州法若しくはニューヨーク証券取引所の当該株式の上場要件に違反する場合、又は本プランに基づく報奨の付与が行われている若しくは行われる予定の外国の管轄権に違反している場合、これを行使できない旨の規定を含むものとする。本プランの規定は、連邦準拠法が優先する場合を除き、法の抵触に関する原則を実施することなく、ニューヨーク州の法律に従い解釈し、規制及び運営される。ここに異なる定めがあっても、本プランの条件は、内国歳入法第409A条の全項目について遵守することを目的とし、そのために解釈され適用されるものとする。委員会は、加入者の同意なく、その単独の裁量で適切とみなす方法により、内国歳入法第409A条に基づき潜在的な不備を修正するために、先を見越して又は遡及的に付与された前述の報奨の条件を修正することができる。本プラン第16条(l)のいずれも、本プランに基づき支払われる報酬及び／又は給付が、内国歳入法第409A条の対象となる「繰延報酬」とであると承認するものとして解釈されない。
- (m) 本プランの規定が、管轄地域において無効、違法若しくは強制力を持たなくなる若しくはそのようにみなされる場合、又は委員会が適用法とみなす法律に基づき本プラン若しくは報奨を不適格とした場合、当該規定は適用法に合致するよう修正されるべきであると解釈又はみなされ、又は委員会の判断において、本プランの趣旨に大幅な変更を加えなければ修正されたと解釈又はみなされない場合、かかる規定は削除され、本プランのその他の部分は完全に有効を維持するものとする。
- (n) 外国籍若しくは米国以外で雇用された又はその両方である加入者に対し、委員会が、現地の法律又は課税方針の相違を認識させるために必要又は望ましいと判断する場合、米国において雇用された従業員に適用されるものとは異なった条件に基づき報奨を付与することができる。委員会はまた、母国以外で勤務している従業員に対する租税の均等化について、当社の負担を最小限にするために、報奨の行使又は権利確定に条件を付すことができる。
- (o) 委員会が単独の裁量により承認した場合、兵役、公務、終身就労不能障害又はその他の理由による従業員の不在又は休暇は、本プランに基づくいかなる目的においても雇用の中断とはみなされないものとする。ただし、本プランに基づく報奨が内国歳入法第409A条に従う限りにおいて、その不在又は休暇は、内国歳入法第409A条で規定される範囲で離職とみなすものとする。

17. プラン期間

本プランは、第13条に従い、取締役会により早期に終結される場合を除き、効力発生日の10回目の応当日に終了する。

18. 第16条の遵守

証券取引法第16条が適用される加入者（以下「メンバー」という。）については、本プランに基づく取引は、規則16b-3の全ての適用条件又は証券取引法に基づくその承継条件を遵守することを目的としている。当該メンバーのみに適用され、規則16b-3の遵守を目的としてのみ包含される本プランの規定の遵守は、当該メンバーによる取引を規則16b-3を遵守させるために必要とされない限り、法律で認められ、委員会が望ましいとみなす範囲において、当該取引については無効とみなされる。本プランの規定又はかかるメンバーに関連して委員会が講じた措置は、適用される規則16b-3の条件を遵守しているとみなされない場合、法律で認められ、委員会が望ましいとみなす範囲において、かかるメンバーについては無効とみなされる。

付属書類A

適用除外給付

2005年より前の本プランに基づき稼得及び権利確定され（内国歳入法第409A条の意味の範囲内で）また内国歳入法第409A条の要件から除外される金額の交付、決済又は支払いは、本付属書類Aに記載される2004年12月31日に有効となった、また本付属書類Aに定められる本プランの条件に従いなされるものとする。本付属書類Aに別途明記されない限り、適用除外給付は本プランの条件に準拠する。

2. 定義

本付属書類Aで使用される場合、下記を除き、全ての用語は本プランの第2条に定義されるものと同じ意味を有する。

- (a) 「公正市場価値」とは、その日現在のニューヨーク証券取引所における当社株式の売買価格の高値と安値の平均値を意味するが、同日に売買価格が成立しなかった場合は、かかる価格が成立している直前の日の高値と安値の平均値をいう。

6. スtock・オプション

オプションは、単独で又は本プランに基づいて付与される他の報奨に加えて、本プランに基づいて加入者に付与することができるものとするが、下記の条件に従うことを条件とする：

- (a) オプション価格：当社株式の1株当たりのオプション価格は、オプションの付与日における当社株式1株当たりの公正な市場価値を下回らない。
- (b) 株式数：オプションは対象となる当社株式数を明示するものとする。
- (c) オプションの行使：委員会により別段の決定がなされない限り、オプションはオプション保有者により、またオプション保有者が死亡した場合は、その遺族又は遺贈若しくは相続により若しくはオプション保有者の死亡を理由としてオプションの行使権を取得した者により、(i)当社若しくはその代表者宛ての、若しくは委員会が採用するその他の通知方法による権利行使通知の交付をもって、又は(ii)当社が採用する制限に従ったオプション価格の支払をもって、行使されたものとみなされる。行使通知は、交付後は取消不能とする。前記にもかかわらず、又は委員会が別段の決定をしない限り、(i)オプション保有者が死亡し、(ii)同者の代理人がオプションの行使権を有し、(iii)オプションが行使可能最終日までに行使されず、かつ(iv)1株当たりのオプション価格が当該日における当社株式の公正な市場価値を下回った場合、オプションは現金を伴わない行使手続きを経て当該日に行使されたものとみなされ、その結果、要求される源泉課税控除後の手取金が代理人に支払われるものとする。
- (d) その他の規定：オプションは、また、委員会が適切又は望ましいとみなす、本プランに定める本プランの規定に合致するその他の条件に従うものとする。加えて、インセンティブ・ストック・オプションは、内国歳入法並びに同オプションに関して同法に基づき発表された財務省の規則及び規制の要件を満たすために必要とされるその他の規定も記載するものとする。

9. 功績報奨

功績報奨は、現金、当社株式、その他の財産、又はその組み合わせで支払うことができるものとし、本プランに定める規定に合致する、委員会が支払い時にその単独の裁量により適切又は望ましいとみなすその他の条件に従うものとする。各業績達成期間に達成すべき業績基準及び交付すべき報奨の金額は、委員会が最終的にこれを決定する。功績報奨は、業績達成期間の終了後一括して若しくは分割により、又は委員会が設定した手順に従って、後払い方式で支払われる。

10. その他の株式ユニット報奨

- (a) 株式及び運営：当社株式を参考に又はこれに基づいて評価される報奨（以下「その他の株式ユニット報奨」という。）は、単独で又は本プランに基づいて付与される他の報奨に加えて、本プランに基づいて加入者に付与されることがあり、かかるその他の株式ユニット報奨は、本プランに基づいて付与される他の報奨の決済における支払方法としても使用される。その他の株式ユニット報奨は、当社株式、現金又は委員会が定めるその他の形式の財産により、支払うことができる。本プランの規定に従うことを条件に、委員会はこうした報奨の対象従業員と報奨が行われる時期、それに従って付与される当社株式数、さらに同報奨のその他の全条件を決定する単独かつ完全な権利を有する。その他の株式ユニット報奨は、本プランに定める規定に合致した、委員会が適切又は望ましいとみなすその他の条件に従うものとする。委員会が特定の配慮をもって別段の決定をしない限り、従業員に付与されるその他の株式ユニット報奨の権利確定期間は、1年以上とする。
- (b) その他の規定：本プラン第10条に基づいて付与される報奨の対象となる当社株式（当社株式に転換可能な有価証券を含む。）は、現金によらない対価又は適用法で要求される最低の対価をもって発行することができる。

11. 支配権の変動規定

- (a) 委員会又は取締役会が特別の報奨に関して付与時に別段の決定を行わない限り、また本プランの他の規定にかかわらず、加入者の雇用又は勤務が正当な理由（委員会又は取締役会の単独の裁量により決定される。）なく、支配権の変動後24ヶ月の間に強制的に終了した場合は、
 - (i) 未行使のオプション及び株式評価権受益権でその時点で行使可能でない又権利が確定していないものは、直ちに完全に権利が確定し、行使可能となるものとする。
 - (ii) 制限株式に適用される制約及び猶予制限は消滅し、かかる制限株式は直ちに全ての制約及び制限が解かれ、当初の付与の全範囲で完全に権利が確定し譲渡可能となるものとする。
 - (iii) 全ての功績報奨は、適用される功績規準に基づいて、又は決定不能の場合は目標水準で、発生し、全額支払可能とみなされ、猶予その他の制約は消滅し、当該功績報奨は直ちに決済され、交付されるものとする。さらに、
 - (iv) その他の株式ユニット報奨又は他の報奨に適用される制約及び猶予制限並びにその他の条件は、直ちに消滅し、かかるその他の株式ユニット報奨又はその他の報奨は全ての制約、制限又は条件を解かれ、当初の付与の全範囲で完全に権利が確定し譲渡可能となるものとする。
- (b) 支配権の変動による換金：本プランの他の規定にもかかわらず、支配権の変動の場合、委員会又は取締役会はその裁量により、支配権の変動の発生をもって、各オプション又は株式評価権受益権を、当社株式1株当たりの支配権の変動による価格がオプション又は株式評価権受益権に基づく当社株式1株当たりの購入価格を上回った額にオプション又は株式評価権受益権に基づき付与された当社株式数を乗じたものと同額の支払を支配権の変動発生後60日以内に現金により行うことと引き換えに、消却することにつき定めることができる。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部 【追完情報】

該当事項なし。

第四部 【組込情報】

- (1) 有価証券報告書 平成25年6月26日 関東財務局長に提出
(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
- (2) 半期報告書 平成25年9月27日 関東財務局長に提出
(自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)

なお、上記有価証券報告書（平成25年6月26日提出）及び半期報告書（平成25年9月27日提出）は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。

登録済独立監査人の同意書

ファイザー社株主及び取締役会 御中

私どもは、ファイザー社及び子会社の2012年及び2011年12月31日現在の連結貸借対照表、並びに2012年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書についての2013年2月28日付の私どもの監査報告書を本有価証券報告書に記載することを承諾する。私どもは、また、「第6 経理の状況」の冒頭において私どもに言及することを承諾する。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2013年6月17日

[次へ](#)

登録済独立監査人の監査報告書

ファイザー社株主及び取締役会 御中

私どもは、添付のファイザー社及び子会社の2012年及び2011年12月31日現在の連結貸借対照表並びに2012年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。これらの連結財務諸表の作成責任は、会社の経営者にあり、私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、これらの連結財務諸表について意見を表明することにある。

私どもは、米国公開会社会計監督委員会による監査基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し実施することを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、連結財務諸表に記載されている金額及び開示事項を立証する証拠の検証を含んでいる。監査はまた、会社の経営者が採用した会計方針及び経営者によって行われた重要な見積りの妥当性の検討も含め、全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、私どもの監査が、監査意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと確信している。

私どもの意見によれば、上記の連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則に準拠して、ファイザー社及び子会社の2012年及び2011年12月31日現在の財政状態並びに2012年12月31日を以って終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示している。

私どもはまた、米国公開会社会計監督委員会の基準に準拠して、トレッドウイ委員会組織委員会（COSO）により発行された「内部統制—統合的枠組み」による基準に基づき、2012年12月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制の有効性についても監査を実施し、2013年2月28日付の私どもの監査報告書において、2012年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の有効性について無限定適正意見を表明した。

ケーピーエムジー・エルエルピー

2013年 2月28日

[次へ](#)

Consent of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Shareholders and Board of Directors of Pfizer Inc.:

We agree to the inclusions of our report dated February 28, 2013, relating to the consolidated financial statements of Pfizer Inc. and Subsidiary Companies as of December 31, 2012 and 2011, and for each of the years in the three year period ended December 31, 2012, and to the reference to our firm under the heading “Section IV- Financial Conditions” in the Japanese Securities Report filed by Pfizer Inc. with the Ministry of Finance in Japan.

KPMG LLP

New York, New York

June 17, 2013

[前へ](#)

[次へ](#)

The Board of Directors and Shareholders of Pfizer Inc.:

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Pfizer Inc. and Subsidiary Companies as of December 31, 2012 and 2011, and the related consolidated statements of income, comprehensive income, equity, and cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2012. These consolidated financial statements are the responsibility of the Company's management. Our responsibility is to express an opinion on these consolidated financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Pfizer Inc. and Subsidiary Companies as of December 31, 2012 and 2011, and the results of their operations and their cash flows for each of the years in the three-year period ended December 31, 2012, in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the effectiveness of Pfizer Inc. and Subsidiary Companies' internal control over financial reporting as of December 31, 2012, based on criteria established in *Internal Control – Integrated Framework* issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO), and our report dated February 28, 2013 expressed an unqualified opinion on the effective operation of the Company's internal control over financial reporting.

KPMG LLP

New York, New York

February 28, 2013

[前へ](#)